

いえやしき
家屋敷課税について

○ 家屋敷課税とは

家屋敷課税とは、その市区町村内に住所が無くても、事務所、事業所又は家屋敷がある場合、その自治体から何らかの行政サービス（消防、清掃、道路等）の受益者であるという考えから、一定の負担をしていただく個人住民税（市町村民税・道府県民税）のことであります。

一定の負担とは、一般的に各自治体の個人住民税均等割です。

（長野県であれば、市町村民税 3,500 円・県民税 2,000 円の合計 5,500 円です。）

なお、個人住民税の家屋敷課税は、固定資産税とは別の税金です。

○ 事務所・事業所とは

事業の必要から設けられた人的および物的設備であって、事業を行うための設備があり、そこで継続して事業が行われている場合をいいます。必ずしも自己の所有とは限らず、借りている場合でも該当します。

○ 家屋敷とは

自治体で課税している税金の法律（地方税法）上、「自己または家族の居住の目的で住居地以外の場所に設けられた住宅」で、必ずしも自己の所有でなくても、いつでも自由に居住できる状態にある建物をいいます。

なお、いつでも自由に居住できる状態にある建物とは、電気、水道、ガス等のライフラインが現在開通しているということではなく、実質的な支配権を持っている状態のことを指し、常に住める状態である必要はありません。

○ 課税対象者

次のA、Bのどちらかすべてに該当する方が、家屋敷課税の課税対象となります。

A

- ・1月1日現在、豊丘村に住民登録がない
- ・実際の居住地で、個人住民税が課税されている。
- ・豊丘村内に、家屋敷を持っている

B

- ・1月1日現在、豊丘村に住民登録がある
- ・住民税が別の市町村で課税されている
- ・豊丘村内に、家屋敷を持っている

○ 相続について

豊丘村に存在する家屋敷について、所有者として判断された方が調査の結果亡くなっていた場合、次の相続人である、もしくは故人の税金について管理されていると考えられる方（納税管理人）を実質の所有者として課税の対象者としています。ご理解の程、よろしくお願ひいたします。

《 参考条文 》

地方税法（抄）

（道府県民税の納税義務者等）

第24条

第1項 **道府県民税は、**第1号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、**第2号及び第4号に掲げる者に対しては均等割額によって、**第4号の2に掲げる者に対しては法人税割額によって、第5号に掲げる者に対しては利子割額によって、第6号に掲げる者に対しては配当割額によって、第7号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額によって**課する。**

第1号 道府県内に住所を有する個人

第2号 道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者

（市町村民税の納税義務者等）

第294条

第1項 **市町村民税は、**第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、**第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって、**第5号の者に対しては法人税割額によって**課する。**

第1号 市町村内に住所を有する個人

第2号 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者

村税条例（抄）

（村民税の納税義務者等）

第23条

第1項 **村民税は**第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、**第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって、**第5号の者に対しては法人税割額によって**課する。**

第1号 村内に住所を有する個人

第2号 村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で村内に住所を有しない者

（村民税の申告）

第36条の2

第8項 村長は村民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第2号に掲げる者に、賦課期日現在において、村内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

（個人の村民税の賦課期日）

第37条 個人の村民税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。